

予習課題

以下の 1. についてのみ、答案を 7 月 3 日（月）17 時までに濱本宛に送付すること。

1.

Tokios Tokeles v. Ukraine 管轄権判断の以下の箇所を読み、仲裁判断・少数意見のいずれに賛成か（あるいは第三の立場があるか）を示し、その理由を述べよ。

- 事実関係 paras. 1-4.
- 申立人は「投資家」であるかに関する議論 paras. 21-41.
- 少数意見 特に paras. 17-20.

資料

- [Tokios Tokeles v. Ukraine, ICSID Case No. ARB/02/18](#), Decision on Jurisdiction, 29 April 2004. “Materials”タブをクリック。
- [リトアニア・ウクライナ BIT](#)
- [ICSID 条約](#)

2.

Abaclat v. Argentina 管轄権・受理可能性判断の以下の箇所を読み、仲裁判断・少数意見のいずれに賛成か（あるいは第三の立場があるか）を示し、その理由を述べよ。

- 事実関係 paras. 8-97.
- 問題の財産が investments であるかに関する議論 paras. 343-387.
- 少数意見 paras. 34-117.

資料

- [Abaclat v. Argentina, ICSID Case No. ARB/07/5](#), Decision on Jurisdiction and Admissibility, 4 August 2011; Dissenting Opinion, Georges Abi-Saab, 28 October 2011.
- 鈴木五十三「投資仲裁判断例研究(38) 大規模集団請求に関する仲裁廷の管轄権と受理可能性」JCA ジャーナル 59 巻 8 号（2012 年）
- [アルゼンチン・イタリア BIT](#)（イタリア語のみ）